## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年1月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0131第6号」により、測定項目検査実施料が新設、および留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

#### ■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
ELFスコア	194点
S2, 3PSA%	248点
アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム	335点
悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)	
(RAS遺伝子検査)	2500点
(BRAF遺伝子検査)	2500点
(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))	2500点
(HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの))	5000点
(マイクロサテライト不安定性検査)	2500点
(ROS1、ALK及びEGFR遺伝子等)(4項目以上)	8000点
(METex14遺伝子、NTRK融合遺伝子	12000년
及びHER2遺伝子(肺癌))(3項目)	12000点

### ■ 保険収載内容 一部変更

測 定 項 目	保険点数
がんゲノムプロファイリング検査	44000点

#### ■ 適用日

2024(R6)年 2月 1日(木)から適用

### ▼ 新規保険収載

測定項目	ELF スコア
保険点数	194点
検体検査判断料	生化学的検査(I)判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D007」血液化学検査「48」
留意事項	ア ELF スコアは、化学発光免疫測定法により、慢性肝疾患患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質1(TIMP-1)、プロコラーゲンーⅢーペプチド(PーⅢーP)及びヒアルロン酸を測定し、ELF スコアを算出した場合に、半年に1回に限り本区分「48」のオートタキシンを準用して算定する。 イ 本区分「37」のプロコラーゲンーⅢーペプチド(PーⅢーP)及び本区分「43」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。 ウ 本検査と、本区分「36」のⅣ型コラーゲン、本区分「40」のⅣ型コラーゲン・7S、本区分「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のオートタキシン又は本区分「55」のサイトケラチン18フラグメント(CK-18F)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

測定項目	S2, 3PSA%
保険点数	124点×2回分
検体検査判断料	生化学的検査(Ⅱ)判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D009」腫瘍マーカー「9」
留意事項	ア S2, 3PSA%は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原(PSA)の結果が4. Ong/mL 以上10.0ng/mL 以下である者に対して、LBA法(定量)により、S2, 3PSA%を測定した場合に限り区分番号「D009」腫瘍マーカー「9」前立腺特異抗原(PSA)の2回分を準用して算定する。 イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。ウ S2, 3PSA%と、「9」前立腺特異抗原(PSA)、「16」遊離型PSA比(PSA F/T比)又は「27」プロステートヘルスインデックス(phi)を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。 エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。

測定項目	アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム
保険点数	99点+118点×2回分
検体検査判断料	生化学的検査(Ⅱ)判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D009」腫瘍マーカー「2」+「7」
	「D009」腫瘍マーカー「2」+「7」 ア アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォームは、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、膵癌の診断の補助を目的として、血液を検体としてELISA法により測定した場合に、本区分の「2」癌胎児性抗原(CEA)の所定点数と、「7」DUPANー2の所定点数2回分を合算した点数を準用して、膵癌の診断の確定までの間に原則として1回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、膵癌を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (イ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の高度リスクに該当する者。なお、本検査を実施する患者が3月以内にCA19ー9検査を行われており、CA19ー9の値が 37.0U/mL以上である場合には、本検査は算定できない。 (ロ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の中等度リスクに該当する者であって、癌胎児性抗原(CEA)検査の結果が陰性であり、CA19ー9値が 37.0U/mL以上かつ100U/mL以下の者。(ハ)関連学会が定める指針に基づき膵癌のリスク因子が3項目以上該当する者であって、癌胎児性抗原(CEA)及びCA19ー9検査の結果が陰性である者。 イ アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォームと、「2」の癌胎児性抗原(CEA)、「7」のDUPANー2又は「14」のSPanー1を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。 ウ 本検査をアの(イ)に対して実施する場合はCA19ー9の測定年月日及び測定結果を、アの(ロ)及び(ハ)に対して実施する場合は癌
	胎児性抗原(CEA)及びCA19-9 の測定年月日並びに測定結果 を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

測定項目	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
	(BRAF遺伝子検査)
保険点数	2500点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」「イ」処理が容易なもの
	(8)BRAF遺伝子検査
	ア「7」のBRAF遺伝子検査は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪
	性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングに
	より行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍
	組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬
	品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定す
	<b>る</b> 。
   留意事項	イ 本検査は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、区分
自己争块 	番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「
	イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるも
	ののうち大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を行うことが困難な場合に
	算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は
	算定できない。
	ウ 本検査の実施に当たっては、大腸癌の組織を検体とした検査が実施
	困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に
	記載すること。

測定項目	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
	(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))
保険点数	2500点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」「イ」処理が容易なもの
留意事項	(9) HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)
	ア「8」のHER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)は、大腸癌患者の血
	液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世
	代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D
	004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が
	容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点
	数を準用して算定する。

測定項目	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
	(HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの))
保険点数	5000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」「ロ」処理が複雑なもの
	(10) HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)
	ア「9」のHER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)は、肺癌患者の血液を
	検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シ
	ーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D00
	4-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 ロ. 処理が複
	雑なもの」の所定点数を準用して算定する。
	イ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施す
留意事項	る場合については、本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検
	体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍
	遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるHER2遺
	伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併
	せて実施した場合には、本検査は算定できない。
	ウ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施す
	る場合については、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医
	学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

測定項目	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
	(マイクロサテライト不安定性検査)
保険点数	2500点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」「イ」処理が容易なもの
	(11) マイクロサテライト不安定性検査
	ア「10」のマイクロサテライト不安定性検査は、固形癌患者の血液を検
	体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シー
	ケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-
	2 悪性腫瘍組織検査1.悪性腫瘍遺伝子検査 イ.処理が容易なも
	の (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用
	して算定する。
	イ 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、区分番
	号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」
	処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの
留意事項	のうち固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査を行うことが困
	難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、
	本検査は算定できない。
	ウ 卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治
	療法の選択を目的として、本検査と区分番号「D006-18」BRCA1
	   /2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合
	には、いずれか主たるもののみ算定する。
	エ 本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施
	困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に
	記載すること。
	ローザングート。

測定項目	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
	(ROS1、ALK及びEGFR遺伝子等)(4項目以上)
	(ROST、ALNXOLGFR度位于寺/(中央日以上)
保険点数	8000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)「11」(暫定)
留意事項	(12) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「
	1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「6」RA
	S遺伝子検査、「7」BRAF遺伝子検査、「8」HER2遺伝子検査(大腸
	癌に係るもの)、「10」マイクロサテライト不安定性検査又は区分番号
	「D006-12」EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しく
	は3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それ
	ぞれ4,000 点若しくは6,000 点又は8,000 点を算定する。

	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
測定項目	(METex14遺伝子、NTRK融合遺伝子及び
	HER2遺伝子検査(肺癌))(3項目)
保険点数	12000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)「12」(暫定)
	(13) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「3
	」のMETex14 遺伝子検査、「4」のNTRK融合遺伝子検査又は「9」
留意事項	HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)のうちいずれか2項目又は3項
	以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又
	は12,000 点を算定する。

# ▼ 保険収載内容 一部変更 下線部分が変更されました。

測定項目	がんゲノムプロファイリング検査
保険点数	44000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査
留意事項	~(略)~
	(6)「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、
	100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファ
	イリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得てい
	る次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治
	療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括
	的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネル
	での検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用い
	て患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲ
	ノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、こ
	の場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書
	の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検
	査の実施日を記載すること。
	ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融
	合遺伝子検査、 <u>RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査</u>
	イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、 <u>HER2遺伝子検査、BRAF遺伝</u>
	<u>子検査</u>
	~ (以下、略) ~